

総財営第 32 号  
薬生水発第 0329 第 7 号  
平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県総務部長  
各都道府県水道行政担当部(局)長

殿

総務省自治財政局公営企業経営室長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長  
( 公 印 省 略 )

### 「水道広域化推進プラン策定マニュアル」について

総務省及び厚生労働省では、市町村等の実施する水道事業について市町村の区域を超えた広域化を推進するため、「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成 31 年 1 月 25 日付け総財営第 85 号生食発第 0125 第 4 号総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全担当審議官通知。）において、各都道府県に対し、水道広域化推進プランを平成 34 年度末までに策定するよう要請しているところです。

今般、水道広域化推進プランの策定に向けた取組を支援するため、別添のとおり、策定に当たっての実務上の参考資料として、プランの全体像や標準的な記載事項等を示した「水道広域化推進プラン策定マニュアル」を取りまとめました。

各都道府県におかれては、水道広域化推進プランの策定に当たり、本マニュアルを参考としてください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。